

二〇二〇年度 野球規則改正

(1) 二・四四(d) を次のように改める。(傍線部を改正)

観衆の妨害——観衆がスタンドから乗り出したり、または競技場内に入って、
(1) インプレイのボールに触れた場合、(2) インプレイのボールを守備しよう
としている野手に触れたり、じやまをした場合に起こる。

(2) 三・一〇(c) および同【原注】を削除する。

(3) 四・〇一(d) の最後尾に次の文を追加する。

球審はプレイを中断した後、少なくとも三〇分を経過するまでは、打ち切りを命じてはならない。また球審はプレイ再開の可能性があると確信すれば、一時停止の状態を延長してもさしつかえない。

(4) 四・〇一(d) 【原注】を追加する。

球審は、いかなる場合でも、試合を完了するように努力しなければならない。試合完了の確信があれば、球審は、その権限において、三〇分にわたる“一時停止”を何度くり返しても、あくまで試合を続行するように努め、試合の打ち切りを命じるのは、その試合を完了させる可能性がないと思われる場合だけである。

(5) 四・二二(d) を削除する。

(6) 六・〇二(d) (1) 【原注】の冒頭に次の文を追加する。

球審は、打者の違反がちよつとした不注意であると判断すれば、その打者のその試合での最初の違反に対しては、自動的にストライクを宣告せずに、警告を与えることもできる。

(7) 六・〇五(i) を次のように改める。(傍線部を改正)

打者が、打つか、バントした後、一塁に走るにあたって、まだファウルと決まら
ないままファウル地域を動いている打球の進路を、どんな方法であろうとも故意に
狂わせた場合。

(8) 七・〇九 (b) を次のように改める。(傍線部を改正)

打者または走者が、まだファウルと決まらないままファウル地域を動いている打球の進路を、どんな方法であろうとも、故意に狂わせた場合。

(9) 七・〇〇補則 (A) (e) (5) を次のように改める。(傍線部を改正)

打者または走者が、まだファウルと決まらないままファウル地域を動いている打球の進路を、どんな方法であろうとも、故意に狂わせた場合。

(10) 八・〇一 (f) を追加する。

(f) 投手は、球審、打者および走者に、投手板に触れる際、どちらかの手にグラブをはめることで、投球する手を明らかにしなければならない。

投手は、打者がアウトになるか走者になるか、攻守交代になるか、打者に代打者が出るか、あるいは投手が負傷するまでは、投球する手を変えることはできない。投手が負傷したために、同一打者の打撃中に投球する手を変えれば、その投手は以降再び投球する手を変えることはできない。投手が投球する手を変えたときには、準備投球は認められない。

投球する手の変更は、球審にはつきりと示さなければならない。

(11) 八・〇二(a) (2) (6) ペナルティ (a) を次のように改める。(傍線部を改正)

投手はただちに試合から除かれ、自動的に出場停止となる。マイナーリーグでは、自動的に一〇試合の出場停止となる。

(12) 八・〇二(b) 後段を次のように改める。(傍線部を改正)

本項に違反した投手はただちに試合から除かれる。さらに、その投手は自動的に出場停止となる。マイナーリーグでは、自動的に一〇試合の出場停止となる。

二〇一〇年一月二十八日

以上